

内閣総理大臣
野田 佳彦 様

東日本大震災津波に関する要望書

(一部抜粋)

平成24年1月10日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

12 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化（全省庁）

- (1) 放射線の測定及び汚染対策については、本来国の責任において実施するべきものであり、国は、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じること
- (2) 国は、今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うこと
- (3) 国は、市町村が除染実施計画を策定して除染を行う際の放射線量の具体的な基準等を示すこと
また、除染ののち仮置場から最終処分場までの具体的なスキーム、期間を示すとともに、その確保にあたっては、除染が円滑に進むよう、地域住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリーダーシップを発揮し責任をもって行うこと
さらに、県及び市町村が先行して独自に実施した放射線量測定及び除染等の費用について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域及び除染実施計画を定める区域の指定の有無に関らず、国が遡って財政支援をすること
- (4) 国は、国民の安全・安心の確保のため、放射線の影響に係る基準や健康影響調査の実施に関する基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (5) 国は、具体的に生じた損害のみならず風評被害による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
(仮称)放射性物質総合対策事業 (防災のまちづくり、水産業・農林業、商工業、観光／P15, 37, 39, 44, 46, 50)
環境放射能水準調査事業 (防災のまちづくり／P15)